

三光鳥

ケンコウチヨウ

静岡法律事務所グループニュースNO.2

2021(令和3)年8月2日

静岡法律事務所

発行 静岡法律事務所ふたば鷹匠事務所

弁護士法人静岡法律事務所

代表連絡先：静岡法律事務所

〒420-0867

静岡市葵区馬場町43-1

電話 054-254-3205

FAX 054-253-5009

<http://shizu-law.jp>



暑中お見舞い申し上げます

静岡法律事務所グループは静岡県内最大の法律事務所グループとして、皆様のお役に立てるべく日々努力しています。

【静岡法律事務所弁護士】



大多和 晓

望月正人

池田剛志

植松真樹

古澤一樹

菅野雄児



石川アトム

山形祐生

伊東達也

太田吉則

桐山圭悟

上野哲郎

【ご挨拶】 「三光鳥」は、第2号から、静岡法律事務所グループの発行となりました。今回は、「静岡法律事務所ふたば鷹匠事務所」の所長として、私から一言ご挨拶申し上げます。

私は、1977(昭和52)年4月に静岡県弁護士会に入会し、1988(昭和63)年5月にそれまで在籍していた事務所を退所し、翌6月に弁護士3人で静岡法律事務所を立ち上げました。その後、1996(平成8)年10月に静岡法律事務所の第2代所長に就任しましたが、2009(平成21)年3月に独立し、静岡市葵区鷹匠1丁目に「ふたば法律事務所」を開設しました。

ところが、2019(令和元)年12月に「弁護士法人静岡法律事務所」が創設されることとなつたため私もこれに参加し、事務所名を「静岡法律事務所ふたば鷹匠事務所」に変更して「静岡法律事務所」と手を携えて互いに協力しながら発展を目指すこととなりました。

これまで、交通事故、不動産事件、離婚・相続などの家事事件のほかに、薬害スモン事件、未熟児網膜症の医療過誤事件、豊田商事の純金ペーパー事件、クレジット・サラ金などの消費者事件、オウム真理教富士山総本部の撤去のための住民運動等に関わり、社会的に弱者と呼ばれる方々のために力を尽くしてまいりました。現在は、新生児虚血性低酸素脳症事件や静岡県リニア工事差止訴訟などに取り組んでいます。

親切丁寧な対応を心掛け、思い切って相談して良かった、心の悩みを聞いてもらえて良かった、と考えていただけるような相談活動をしたいと考えております。

今後とも、どうぞ宜しくお願ひいたします。

【静岡法律事務所 ふたば鷹匠事務所弁護士】



伊藤博史

吉川友朗



無料法律相談のご案内

当グループは、リーガルサービスの一環として、右記の通り一般無料法律相談を開催しています。大変好評な制度で、毎回多くの皆様にご利用いただいています。

相談する弁護士を指名できること、同一・類似の相談は3回までということ以外は、有料相談と同じですので、是非ご活用ください。

相談日の前日(日曜相談は前の金曜日)の17時までに「無料相談」と告げてご予約下さい。

特集

相続法の大改正（その1）弁護士 大多和 晓

2018年7月6日に相続法の大改正が38年ぶりに行われ、翌2019年1月13日から順次施行されています。
まだ、十分に知られていないものもあるので、その主なものを2回に分けてご紹介します。

1. 配偶者の保護の強化

(1) 配偶者居住権の新設（2020年4月1日施行）

配偶者居住権とは、遺産たる建物に実際に居住していた配偶者のみが取得できる特殊な権利であり、配偶者がこれを取得すると、原則として配偶者の終身の間、賃料なしで居住建物を借用して住み続けることができます。配偶者居住権の評価額は、居住建物それ自体の金額より低額となるため、配偶者が住居を確保しながら預貯金等を取得しやすくなりました。遺言又は遺産分割協議によって、1個の居住建物を①「配偶者居住権」と②「配偶者居住権の負担付き所有権」に分離する制度で、負担付き所有権を取得した相続人は当面は居住建物を活用できないものの、将来は完全な所有権を取得することができます。

なお、これとは別に、亡くなった方の家に無償で配偶者が住んでいた場合には、最低6ヶ月はその家に無償で住み続けることができるという短期居住権制度も、新設されました。

(2) 配偶者への居住用不動産の遺贈又は贈与の特例（2019年7月1日施行）

亡くなった方の配偶者の生活を安定させるため、配偶者に居住用不動産を遺贈又は生前贈与した場合の特例が新設されました。従来は、このような生前贈与などは、「遺産の先渡し」として取り扱われ、公平な遺産分割を実現しようとすると預貯金等の取り分が減少する結果となり、生前贈与などの本来の目的を果たすことができませんでした。そこで改正法は、婚姻期間が20年以上の夫婦間に限り、居住用不動産の生前贈与などを「遺産の先渡し」として取り扱わないものとして、配偶者の生活費が十分に確保できるようにしました。

2. 遺言制度の改正

改正法は、自筆証書遺言を使いやくしました。

(1) 財産目録の改正（2019年1月13日施行）

自筆証書遺言は筆跡を明らかにするため全文を手書きで作成しなければならないとされていましたが、文量が多いと身体的負担が重いうえ、筆記を誤ったときの訂正も面倒でした。そこで改正法は、自筆証書遺言の構成を、財産の一覧である「財産目録」と、その分配を定める「本文」という2部構成にする場合は、「財産目録」に限り手書きでなくてもよいとしました。これにより、パソコンを用いた目録作成や、通帳のコピーの添付ができるようになりました（添付書面にも署名押印が必要）。

(2) 自筆証書遺言の法務局保管（2020年7月10日施行）

自筆証書遺言は、遺言者が適宜の方法で保管するため、遺言書が紛失・したり、相続人により遺言書が廃棄・隠匿・改竄されたりする危険がありました。そこで法務局で自筆証書遺言を保管する制度が新設されました。

3. 無償の療養監護等をした親族の保護（2019年7月1日施行）

亡くなった方を無償で療養看護し、それが遺産の維持・増加への特別の寄与にあたる場合、それが相続人でない親族であった時は、相続人にに対して金銭（当別寄与料）の請求をすることができるようになりました。

【顧問契約のご案内】

当グループの弁護士と顧問契約を締結し、毎月一定額（主として月額3万円～）の顧問料をお支払いいただく場合は、顧問弁護士として法律相談など一定範囲の法律業務を隨時行ないます。顧問契約を締結した場合には、電話やFAX、メールなどで気軽に弁護士に相談ができるようになり、また継続的な関係の中で、顧問会社（組合）の業務の内容についての理解が深まり、より適切なアドバイス可能となります。

さらに顧問会社（組合）の紹介による初回の相談料は無料ですし、契約によっては更に広く無料相談が受けられますので、会社（組合）の役員、従業員、あるいは関係者に関して生じた問題について、お気軽に弁護士にご相談いただけるようになります。従業員（組合員）への福利厚生や会社関係者へのサービスとしても利用できるようになりますので、是非ご利用ください。

無料法律相談

【静岡法律事務所】 054-254-3205

火曜相談・木曜相談 18時～20時
土曜相談・日曜相談 13時半～16時

【静岡法律事務所】

ふたば鷹匠事務所】

静岡市葵区鷹匠1-4-1 佐野ビル3F

〒420-0839 054-205-2250

毎月第2金曜日 18時～20時

毎月第4土曜日 13時半～16時



「人類が新型コロナに打ち勝った証として、完全な形で開催する」とされたオリンピックのコロナ感染拡大下での開催に、こころが素直に喜べない。ワクチン接種を巡る混乱にも、うんざり。この国の政治は、一体どこに行く？

司法修習生から

第74期司法修習生 山本竜一朗

私は、静岡県島田市の出身で、2021年1月に司法試験に合格し、現在静岡において実務修習を受けています。

静岡法律事務所の弁護実務修習では、様々な種類の事件を経験させていただきました。また、弁護士の先生方には、親身かつ丁寧にご指導いただき、法律実務について多くのことを学ばせていただきました。さらに、事務員の皆様にも、大変親切に接してくださいました。

2か月弱という短い間でしたが、本当にありがとうございました。

三光鳥（サンコウチョウ）とは

サンコウチョウは静岡県の県鳥で、スズメ目カササギヒタキ科に分類される鳥です。



鳴き声が「ツキ（月）ヒー（日）ホシ（星）、ホイホイホイ」と聞えることから、三光鳥と呼ばれています。依頼者にとって、太陽のように暖かく、月のようにそっと寄り添い、北極星のように迷った時の道しるべになるような弁護士でありたいとの思いを込めて、静岡法律事務所グループニュースの表題をといたしました。